

延喜主税式勘税帳条の研究

虎尾俊哉

本稿は私の延喜式研究の一部で、主税式を註解的に研究したものの一つである。延喜式の内容についてこの基礎的な研究は、従来、神社関係や工事関係などに偏っているのに、これを全般に及ぼすべきであると思うが、就中、民部式・主計式・主税式等、民政経済に關係深い式について先ずこれを行ない度いというのが私の念願でありいささかその為の努力も傾けて来た。ただその完成のためには相当の時日を要するので、これをまとめて公表するのは将来のこととしなければならぬ。此処には、ただその一部を公にして、諸賢の御叱正を仰ぎ度いと念願するが、もし、近時漸く盛んになつて来た平安時代史研究の一助ともなり得れば幸である。

凡勘税帳者、先據去年帳勘會今年帳、次計會出等租地于賦傳馬池溝救急公廩爰停在路飢病反倉附等帳、次亦待神社兵部主計玄器左右馬等官省寮移、然後返抄送省。若當年勘出物、大國竊一萬束、上國八千束、中國六千束、下國四千束、即返帳、但造損益帳一通留寮、仍録返由申省、其未納并交替關、及去年勘出物未還者、雖見束犯亦猶返帳。唯當年勘出不還者、即與勘出不復返帳。

本条は「國家の資、水旱の備」（備脱、曬晒肥料）たる正税について、「去年の雜用を辨じ、国内の官物を知し（腹畔、杖、時執）らんが爲に毎年諸國をして提出せしむる正税帳の勘査の手続を、及び

その結果に基く処置を規定した条文で、これを主
税式の才一条に規定していることは、当然のこと
ながら主税案の主要任務がこの点にあることを示
している。而して、この規定の成立がいつまで遡
り得るかばさだかでないが、現在明らかにし得る
範圍ではその原形を弘仁式に求めることが出来る。
即ち、政事要略卷五七（醍醐大縣本）には次の如
く弘仁式の短文が掲げられている。

檢件寮弘仁式云、凡勅税帳者、先據去年帳勅
會今年帳、次圍會出拳租地子馭馬等帳、訖待
神祇治部主計等移、乃造復益帳二通、申官省
各一通、然後返抄送省。若當年勅出、大國滿
一万束、上國八十束、中國六十束、下國四十
束、郎返帳。但造復益帳一通留寮。仍錄返由
申省。其未納并交替欠及去年勅出物未燬者、
雖見束把、亦猶返國。唯當年勅出不滿差數、
及除年中出拳雜用之外所殘類不繼之類、並顯
勅出不須返帳者。（弘仁式ハ註トヨリテ云ク）
この弘仁式の規定は、延喜式のそれと根本的な相
違はなく、ただ末尾の部分の「除年中出拳雜用之

外所殘不繼之類」の一句が延喜式では省かれてい
るのが最も大きな相違点である（延喜式ハ註トヨリテ云ク）。
次に、右に述べた如く弘仁式に存した条文であり
且つ、延喜式との間に相違があるのならは、それ
は貞觀式に於いて改訂されたのか、それとも、貞
觀式では改訂を受けず、延喜式に至つて改訂され
たのか、この点を考へなければならぬが、結論
をさきに述べると、貞觀式に於ては変更されてい
ない、即ち、貞觀式には掲載されていまいと考へ
られる。この推定の根據をなすものは、「不能進
署省勅文事」と題する天曆四年九月十七日附けの
惟宗公方の勅文である（政事要略卷五七）。「この勅
文は、天曆四年当時の現行法たる主税式勅税帳條
の解釈についてのものであるが、この勅文に於て
公方は左掲の弘仁式を引いてこの式についてのみ
言及し、貞觀式については全然ふれていない。天曆
年間には未だ延喜式の施行を見ず、弘仁式、貞觀式
が現行法として併用されていた時代である（延喜式）
従つ
てもしこの弘仁式の條文が貞觀式に於いて変更さ
れたものなり、必ずや彼は両式を並び掲げて論じ

たに違いない。現に天慶九年八月七日の太政官符（政事要略八二）に引かれてゐる公方の勘申状に於いては、弘仁式及び貞觀式の左衛門式大儀條を並び掲げて源高明以下の罪状を勘申している。これは左衛門式の大儀條が貞觀式に於て改訂された為である。従つて、かくの如き貞觀式の引用がない——勘税帳條の一部でなく全部を問題としていゝる場合に——ということとは本條が貞觀式に於て改訂されなかつた為であると考えて良い。従つて本條は弘仁式から直接延喜式に受け継がれ、両者の間に見られる差異は延喜式に於て改訂された為に生じたものと考えねばならぬ。

以下、本條の一語々々を逐いつゝ考へて行くこととするが、その前に一般的に正税帳が主税寮に到達するまでの手續きについてすこしふれて置く度い。

正税帳とは言うまでもなく一年間の国衙の收支及び年度末在庫の明細書であつて、その作製提出の責任は国司に在る。而して前年十二月末までの分についての正税帳は、当年の二月末日までに税

帳使に附して太政官に送ることとなつてゐた。但し大宰府管内諸国嶋は同日までに大宰府に送り、大宰府に於て覆勘の上五月末日までに太政官に送る事になつてゐた（民部式下）。この規定は寛平六年九月廿九日の官符に引用されてゐるので、弘仁式又は貞觀式の何れかに存した規定であることは疑いない。恐らく弘仁式に於て既に存したと考へべきであらう。而してこれが弁官より民部省を経て主税寮に下され、本條の規定によつて勘会される訳である。この際には專向的知識に基く面倒な計算を必要とし、その為には主税寮には二名、大宰府には一名の筆師が配属されてゐたことは養老職員令の示す通りである。一方、税帳使は正税帳の勘会を終了するまで滞京して寮に出向し、種々弁申して、結局首尾よく返抄を受けるか、或いは税帳を返却されるかして帰国すべき定めであつたの三ある。

。勘会・計会

勘会と計会は一応用語として使い分けにはある

が、その程厳密な使用区分水ありたとは思われな
い。弘仁五年一月十三日の太政官符に大宰府の解
を引い

管内公文類繁多。辛師一人専ら勤會。

と見えてゐるが、この勤會とは正税帳へ及び他の
公文も含めての調査全般を指し、本條に勤會と
してあけられる事も、計會として掲げられること
も全てを含んでゐると考えられる。かくの如き使
用例があるからである。この勤會の具体的な計算
法が政事要時五七(汝縣賦)に見えてゐる。

税帳勘二合相折

箇中都合數取を都合數残此年輸數也

置後都合數除之都合數残々加見用穀類縮數即

可見一年輸穀類數

置後定見納穀類數加見用穀類取年輸穀類可見

先都合定見納穀類數

置後定見納動用穀數加見用穀除年輸租穀可見

先都合定見納動用穀數

置後定見納動用穀數加見用類除年輸類可見先

都合定見納動用類類へ紐附命該等申大給檢

加號簿治檢申野給檢を強備給檢叱詰証に以
てらる。

この記載の意味については、主税式下の正税帳の
林式の項に南して別の機会に述べるつもりである
ので此處では省略し、ただ、「先都合」が主税式
下の正税帳林式の「合某年定穀」(大縣賦賦賦)
に、「中都合」が「都合定穀類」(賦系本賦賦)
に、「後都合」が「某年残定穀類」(賦系本賦賦)
に、「一年輸穀類」が「当年出挙并借貸」より「
当年田租穀類」まで(賦系本賦賦)に類する。
に、「見用穀類」が「雜用穀類」より「依某年月
日符交易進上絹」まで(大縣本六五項目目)
に、それぞれ相当すること指摘するに留めて置か
ない。

。去年帳

勤會の資料となるべき去年帳が存在し得る為に
は、前年度の税帳が勤會を終つて返抄を与えられ
ていなければならぬ事は言うまでもない。

。出挙祖地子駄伝馬池溝救急公廩委俸在路飢病及倉附等帳

これらは何れも所謂四度の公文の枝文を林せらるゝもの、一部を、税帳勘査の必要上、主税寮に下附されたものである。即ち民部式の下には

凡義倉及官田地子等帳並附正税帳使主計官田帳付出挙帳主計官田帳付戸課丁帳並附大帳使主計官田帳付主計出挙田租帳附主計官田帳付調使但明年調回正倉官帳付主税主計官田帳付合溝池桑桑等帳並附朝集使

凡諸国地子帳造三通、一通送主税寮一通主計寮一通官厨（下略）

と見えてゐる。駄傳馬帳や救急公廩委俸在路飢病倉附等の帳については明確な規定は見られぬが、何れかの使に枝文として附されたことを考へて良し。この外、本條には見えていないが国文二寺帳なるものもあり、ここにかく官福を支出した費目について曰夫々独立の公文が存したのである。一例として在路飢病帳について考へて見よう。そもども在路飢病者や不能自存の百姓を收養すべきことは国司の任務の一つとして令に明文のある所であるが

その具体的方法を示明かにした力は弘仁十一年の事であった。即ち在路飢病無由遑孺并不能自存百姓を收養すべき事を命じた弘仁十一年五月四日の官符には

（前略）其料量用正税者。其季中所用正税、大国五百束以下、上国四百束以下、中国二百束以下、下国一百束以下、（中略）夫等当国郎司台及所存濟之人數附朝集使、所用正税附税帳使並作別卷每年言上（下略）（はじの起と取り入れられたい）

と見えて、正税を用うべき事、及びその数量報告方法を明示してあるが、この様な事は外の費目についても同様であったと思われる。尚、弘仁式の規定では池溝救急以下の諸帳の名が列挙されていないが、之は敘述の精粗によるものではなく、修理池溝料、救急料などの雑桶が弘仁式後に設定された事によるものであると解して良いと思う。

。待神祇兵部主計玄番左右馬寮等官省費移。税帳を勘査する為には、前項の諸帳のみでは不

称呼である事が知りれる。而してこの返抄作製手續きは、實際にはもつと簡便な方法が取られていたものであつて、この事を明瞭に示して呉れるのは、貞観三年六月廿一日の官符である。これによる。天長四年十二月以前には、右にかゝつた民部式下の規定通り、主税寮の解に基いて民部省が更に解を作製して太政官に申し、太政官はこれに基いて当該国宛の官符の形で返抄を出していた。(従前の民部式は弘仁式をそのまゝ、う)ところが此処に向題がある。それはこの返抄には勘出色目(後述)を記載して焼納すべき数量を明示せねばならなかつた。本條に示されているように、大國一万余、上國八千束、中国六千束、下國四千束の限度に達せざる限り、若干の勘出物があつても返抄は下附されたからである。斉衡三年三月八日の官符に

至有勘出具數返抄

と見えてこれを証している。従つて、この数字に誤りがあるは甚だ面倒な事になる。ところが實際向題として民部省に於いて転写し、更に太政官に於いて転写するとなると、その向往々にして誤写を生じ易い事は見易さ処であつて、もし誤つて増額された場合は主税寮に於いて種々弁申し、税帳使の舌端は水沓に帰することとならうし、減額された場合とても、何れ来年度の税帳勘会の際に於いて前年度勘出物未頃の措置を受けて、その為にて税帳返却にでもなれば一層複雑な事情を生む事になる。更に言へば、税帳使の側面的な努力によつて、転写の向故意に数字を更改せしめ、国司の任期満了直前に一時を糊塗して焼納数量の減少を策する事も不可能でなく、之は転写の回数が多い程そのチヤンスに悉まれると言えよう。何れにせよ、転写の向に生ずる錯誤は幸甚多かつた様である。そこで天長四年十二月二日に至つて、太政官に於いては民部省からの解を転写せず、そのまゝ之を返抄の官符に添えて国に下す事としたのである。(この方法は後に於ける様に返却帳の作製手續きものである)併し、これでも錯誤は減少しなかつた。と見え、貞観三年六月二日には、遂に民部省の手続きを省略し、主税寮の解を改めることなく、そのまゝに民部省の押署を即えるまで太政官に進め

太政官ではこれを官符に添えて国に下す事としている。この最後の措置は貞観三年六月二日の官符には、実は単に返却帳についてののみ言及しているが、返抄と返却帳との類似を考慮に入れると、之は返抄についても同様に考えられるのである。尚、税帳返抄の体裁を示すべき実例は不幸にして見当らない。

。勘出

勘出という語は、勘査の結果、非違や誤失と認め、抽出する事を意味しており、一般的無限定的に使用されたようである。例えは、天平宝字四年十一月六日の勅（統紀）に

七道巡察使所勘出田者 宣仰所司隨地多少量加全輸

と見えているが、この場合は陸田の検出を意味していると考えて良い。併し乍ら、この語を最も使用する場合の多いのは公文の勘査の場合で、勘出と言えは主計寮や主税寮に於ける公文勘査の結果、寮が公文の報告内容の一部に承認を与えないこと

を指すのが通例である。而して後に述べるように、勘出されたものは填納しなければならなかったり、填納を命ずること自体を勘出と称する事もあつたらしい。主税式の課欠駒條に

凡課欠駒直者、正別徴七十束。待左右馬寮移勘出。

と見えているが、この勘出の如きはそれであろう。即ち、某年度の課欠の有無はその年を終つて始めて左右馬寮に於いて判明するので、その直を徴す可き時期は、その年の正税帳作製の後になる。従つてこの正税帳の提出を受けた主税寮では左右馬寮からの移によりて国が徴すべき額を知り、之を勘出のものとして取扱ひ、国に下知して徵集填納せしめ、その結果は翌年の税帳の収入の部に記載せしめるという方法を取つたと考えられるのである。（主税式下正税帳の様式参照）この場合の勘出の如きは税帳提出者たる国司の怠慢や非違新偽によつて生じたものでなく、単に行政事務上の技術的な面から生じたものに過ぎず、填納を命ずる事を意味していると言つて良い。

この勘出されたもの、即ち本條に所謂「勘出物」は普通「勘出色目」と呼ばれ、（永和符、嘉祥二年三月）これなるべく早期に填納するか、或いは寮の勘出を不当として官裁を請うかしなければならなかつたのである。永和十年三月十日の太政官符には伊勢国司の辭を引いて

至于稅帳、主稅寮例、若有勘出不与返抄者寮

具錄勘出色目、副官符每年下知於國。至于填納、勘出及有可請裁、其跡甚分明。

と述べている。今、寮の勘出を不当として官裁を請ひ、それが許された例として弘仁二年二月十七日の官符をあげる事が出来る。これは常陸國が、その利を以て貢調脚天の路被に当てるが爲に靈龜年中に設置し、年未施行し未つた郡免稱五万束の出奉を、大同四年の勘会に當つて主稅寮が「不被官符轉以出奉」として勘出した事に対する抗議である。

この一旦勘出されたものを何らかの理由で免除して貰う事は奉勅を要する重大事であつた。民部下には

凡所可勘出諸國旧年雜物、自非奉勅官符不得免除

と見え、太政官式にも

凡内外官所申免除之色、自非奉勅不得免除

とあり、その手続きも面倒であつた。

凡免官物先下符民部省、省修符請印、不得直

下行於國

なる太政官式の規定がこれを示している。

かくの如き勘出色目の具体例としてはどの様なものがあつたか、またそれは何故に勘出されたかということを考えていふが、その一例として天慶元年から同四年に至る長門國の勘出色目を調査して見よう。次の記載は類聚符宣抄所收の天慶八年三月八日の官符から取つたものである。（数字は現代通用の文字に改めた）

天慶元年勘出無返抄採銅鉛斯穀纒萬七千百三十九束三把四分六毛六厘

穀千五百九十九斛四斗九升一合（計軌ニハ）

類千四百四十四束四把三分六毛六厘

天慶二年勘出無返抄探銅鉛新穀額萬七千三百十九束三把四分六毛六厘

穀十四斛九斗一升三合五勺七撮

額萬六千九百九十束二把一分九厘(口ニ把ヲ補ウ)

天慶三年勘出

下。拳。嘆。修。理。国。分。寺。料。伍。百。束。例。減。省。八

無返抄探銅鉛料穀額萬七千三百三十九束三把

四分六毛六厘

穀千五百九十九斛四斗九升一合

額千四百四十四束四把三分六毛六厘(口ハ四)

計算ニヨリ

無符立用兵糧不動穀額四万四百三十二束

穀三十九百三十六斛二升(斗ハモトニ作ルヲ改ム)

計算ニヨリ

底穀額千五十束

天慶四年勘出

不。拳。嘆。修。理。国。分。寺。料。五。千。束。例。減。省。八

不。嘆。納。過。分。不。堪。佃。田。三。分。之。一。租。穀。二。千。百。四

十二斛五升五合四勺二撮

無符立用兵糧不動万九千五百六十四束八把(口ニ立明ツテ補ウ)

穀千八百八十三斛八斗八升

底穀額七百二十六束

無符立用兵糧額三百斛

無符注載未納雜福額七万五千五百束

公藏額五万二千束本四万束息利万二千束

珍急料福万三千束本万束息利千五百束

国分寺料六千五百束本五千束息利千五百束

今、これによつて勘出色目を列挙して見ると

(1) 無返抄探銅鉛料

(2) 不拳嘆修理国分寺料

(3) 無符立用兵糧不動

(4) 無符立用兵糧額

(5) 不嘆納過分不堪佃田三分之一租

(6) 無符注載未納雜福

の如くなる。次にこれらが勘出された事由について順次考えて行こう。

(1) 無返抄探銅鉛料

長内国は備中、置前の両国と共に周防国所在の

鑄銭司に鑄銭年料の銅鉛を毎年採送すべき義務が
あつた。而してこの採銅鉛料は同国の正税によつ
てまかなわれた爲、税帳に記載された採銅鉛料を
勘合するには鑄銭司の返抄が必要であり、国司は
税帳と共に鑄銭司の返抄を添えて進むべき義務が
あつたのである。中央政府を経由とせる現地同走
の收支決済たる以上この措置は当然と言わなければ
ならぬ。即ち、この主税式には

以鑄銭司收文進官。下所司令勘合税帳

と見え、又、民部式下には

凡備中長内豊前等国送鑄銭司銅鉛返抄者、副
税帳進之

と規定されてゐる。従つて、無返抄採銅鉛料なる
勘出色目は、この鑄銭司の返抄を添付とせりし爲
に生じた勘出で、言い得べくんは前掲の民部式違
反を向われたものである。

(2) 不孝嘆修理国分寺料

修理国分寺料はまた単に国分寺料とも称して、
出拳雑種中の一目である。この国分寺料の出拳を
規定の額だけ行わなかつた事が認められたもの

で、主税式に

凡諸国雖申請減省雜官稱不可減施案院兼分稱
とあるから判断して、主税式諸国出拳本稱條に掲
げられた、定数は減省を申請とせる限りは必ず満
額して出拳すべきものであつた事が知られるから、
之に違反したものである。

(3) 無符立用兵稜不動

(4) 無符立用兵稜編

これらについては多く説くを要しない。不動穀
や糧の支出が官符を要するものたる事疑いないが、
その官符なくして支出しているのは、緊急の兵乱
で止むを得なかつた所だと国司は陳弁している。
天慶三、四年の兩年の勘出にこの色目の見える事
は、かの藤原純友の乱に際して長内国より兵員を
発した事実を示して、興味深い。

(5) 不嘆納過分不嘆佃田三分一租

これは三分の一というのが、一体何が何の三分
の一であるのか甚だ漠然としてゐるので意味が取
り難いが、主税式の勘租帳条によれば国内応輪租
田積の十分の一までは例不勘として認められてい

(註3) た。そしてそれ以上の不堪佃田は過分不堪佃田と

称され、之は官に申して裁を請ねはならなかつた。従つてこの勘出色目は、官裁を経ざる過分不堪佃田の田租を喫納すべき事を命じたもので、主税式勘租帳條の違反である。

(6) 無符注載未納雜稻

これは出挙の仕放しで本利共に納めていない事を税帳に記した事を示している。— 實際に未納であつたか、或いは国司が着服したのかは、この際向う所ではない。— 太政官式には

凡諸国依_レ粟_レ損_レ申請_レ正_レ税_レ雜_レ稻_レ未_レ納_レ者 率_レ勘_レ定_レ損_レ田_一十_レ町_一令_レ申_レ未_レ納_レ五_レ万_一束_{以下}。奏_レ定_レ之_後修_レ符_下知。

とあり、また主税式には

凡諸国申_レ損_レ田_一縦_レ国内_一田_有二_一万_一町_一出_レ挙_レ稻_五十_一万_一束_東遣_レ使_レ勘_レ定_レ損_レ田_一。千_一町_一令_レ申_レ雜_レ稻_レ未_レ納_レ五_レ万_一束_己下_一、自_レ外_レ率_レ此_レ數_レ為_レ定_レ准_一。但_レ其_レ未_レ納_レ者_依官_レ符_レ勘_レ定_一。

とある如く、出挙稻の未納が許されるのは異種の年のみであり、それも官符によりて公認された数

量に限られるのである。従つてこの勘出色目は、官符なくして税帳に未納と記載した爲に生じたものであつて、右二條の式文の違反を向われたものである。尚、天慶四年の勘出中には不奉喫修理国分寺料五千束と無符注載未納の国分寺料稻六千五百束_秣_秣_秣とがあるが、之は弘仁式・延氏式で公定された長門国の国分寺料一万束の内、五十束の出挙を怠り、残りの五千束は出挙はしたけれども、三割の息利を加えた六千五百束を未納と税帳に記した事を示している。

以上、天慶年向の長門国の例によりて勘出色目の具体例と、その勘出された事由の一端とを示したが、他にはこれほど明瞭に示された例が殆んどない。ただ後世のあまりにも形式的なものはあるが、後に記す延久二年の出雲国正税返却帳には豊富な例を求め得る事を指摘して置く。

◎附「置勘出」・「越勘」

「勘出」または「勘出する」という語に関連して「置勘出」という事及び「越勘」について一言しよう。先ず前者を「勘出に置く」と読む

事は、その語義から推しても、また天慶八年三月八日の官符（類聚符宣抄）に、「置之勘出」という用例のある所からも疑いのない所であろう。その史料に見える最も早いものは延元十二年八月十三日の厨家の解（別聚符宣抄、延元十二年八月十三日）であらう。

（前略）諸国司等好為以地子田田混於租田。実録所司勘出徵地子種、而空置勘出無期。納。時邊吏替、遂從免除。

これによつて見れば延元年間、またはそれ以前から「勘出に置く」事が相当行われていたらしいが、「勘出に置く」ということ自体は必ずしも明瞭ではない。そこでこれよりすこし後の史料を探ると、前に言及した天慶八年三月の官符に

方今勘公文道非無其次才。不勘前可任中公文何及当任哉。重換傍例、雖不遣賊害而為寄在年公文如比雜倉皆中下宣旨也。況乎当国遭賊徒之侵害、燒亡官舍掠奪官物其色目小明也。望請官裁、因准諸国例被下宣旨

置之勘出、勘済往年公文將省眉累。

とありて、当任の公文を勘済せんが為には順序として先ず前司の公文が勘済されねばならず、しかもそれが事實上不可能である為に前司公文中で勘出されたものを一応論外として、いわは「頼り」という形で保留して貰つて、とにかく前司の公文の勘済をすました事にするという処置が取られた事を示している。この前司勘出分を保留する事を勘出に置くこととした事が分る。つまりこの際に於ける「勘出」とは棚上げされた勘出物の意味に転じているのである。そしてこれには国司の請によつて宣旨が下されることを必要とした事、且つ当時からこういうことが殆んど因襲的に各国で行われていた事を知り得よう。この事は天曆二年八月廿三日の宣旨（類聚符宣抄、オハ）に

頃年諸国受領之吏、絲縷已分之差、放還前司之後、以其任中雜倉物皆申置勘出。且勘公文漸流例、所領不幾其遺猶多。徒有勘済公文之名曾無納欠物之實。事乖憲法定多公

換・

とある事によりて一層明瞭であろう。而してこれには理念としてはあくまで臨時の措置で早々に廃納して解消さるべきものであつた事は、康保四年十二月一日の符に

暫置勸出勘清公文

と見えてゐる事によりて知られるが、実際には前引の延貞十二年の厨家の解に見られる様にそのまゝ放置され、遂には免除される事が多かりたと思われるのである。更にこの林な領

向が進むと「越勘」という事が行われて来る。この越勘の最も早い史料は正暦五年十二月廿九日の符に見えるものであり、類聚符宣抄にはその後、寛弘七年十二月(宣符)、長元七年七月十五日符、同九年八月廿日符の都合四例を数え得る。これは諺んで字の如く、先当任公文勘次可勘前司時帳(正暦五年)を意味する。正暦五年十二月越勘を許された摂津国司は、その法的根拠を寛平九年六月十八日の格に求めており、この林な処置はあたかも寛平年間から取られた

かの如くであるが、寛平九年の処置は太宰府のみに限するものである。即ち太宰府は管内諸国の公文を總計して用途帳を作製して太政官に報告せねばならないが、当時管内諸国の公文の勘会が因によりて過去の未勘清の分の年度をまづまちにして居りて、その總計たる用途帳を年度別に作製することが出来なかつた。そこで一旦それらの過去の分を打ち切つて、この年から新規に当任の公文を先づ勘会する事とし(此の勘会に對して嚴重な)たのである。従つてかゝる越勘の措置が寛平年間既に一般的に行われたことは考えられない。併し、事此処に至つては、公文の勘会は全く形式的なものに墮し去つた事が分るのである。

・返帳

返帳とは正税帳を返却する行為をさす語であつて、換言すれば返抄を与えないことを意味する。即ち、税帳勘会の結果は、返抄を与えるか、返帳するかは何れかに落着く訣である。而して返帳の

措置が取られるのは本條に示されてゐる限りでは

(イ) 勘出物總額が大國一万余、上國八千束、中國

六千束、下國四千束を超過した時

(ロ) 未納ある時

(ハ) 交替の欠ある時

(ニ) 前年度の勘出物が未納の時

の計四箇の場合であるが、実はこれだけでは不
のであつて、その外にも例えは

凡非有官首轉減正稅數者返却其帳(下略)。

凡諸國稅帳不立、別納租穀并租、料及交易雜

物直者返却其帳。

などの規定が主稅式に見えてゐる。(何れも弘仁
それ以後の追加であるが、就中、後者は延喜十一
年二月二十五日有「政事要略五七」によつて成立
に至つて始つて採用されたもの) ただ本稿に於
いてはこれらにまで言及する事なく、一応前掲の四
箇の場合について説明を加えておくに止め度いと
思う。

(イ)……これについてはさほど問題はない。たゞ國
の等級によりて附された五、四、三、二、という
差額の比率が何に基くのか、而して何時決定され

たものか、それらの莫は不明である。公廩糶や修
理池溝料・救急料などの設定に當つては、大体四
・三・二・一または之に近い比率が取りれてゐる。(註十)

併し、五・四・三、二の比率も全然類例のない事
にはないので、天長十年六月三日飢民に對する賑
給料糶の額が決定されたが、その際は大國十万余
上國八万余、中國六万余、下國四万余と五・四・
三、二の比率に従つてゐるのである。この二通り
の比率が當時の一般的な慣行であつた事が知られ
る。

(ロ)……この未納は出挙種本利の未納をさしてゐる。
勿論未納といつても、前に勘出の項に長門國の例
を引いてふれたように、正確に言つと官に申して
裁許を得ていない所謂「無着未納」をさすのであ
る。前にもふれた天曆四年の惟宗公方の勘文には
まさしく

於未納者、水旱之年蒙裁許所注未納者也。有
徵率法勘合帳面、不可返帳。此式(弘仁式)、
賦文(所林者、不經言上蒙裁許所註載也)。
と説明されてゐる。而してこの未納を補填とんが

等に設けられたものが公稱であるが、之が事実上國司の俸料となつたことは申すまでもない。

(イ)……之は前司の任中になされた官物の欠員が、交替の時に後司の実檢によりて明らかになされた場合で、これを前司から徴納せず、そのまゝ、放置してあることが返帳の事由となるのである。

(ニ)……去年の勘出物未領とは、去年の税帳に於いて前掲の差数以下の勘出物で一応返抄を得た場合、それがなお領納されていない場合をさす。而してこの領納は本来前年度内に行われて居りねばならないので、勘出物の次年度繰越しを認めない趣旨に出するものである。

以上の(イ)(ニ)は「雖見未把」なお返帳すべき事となつてゐる。この四字は恐らく、「未把をあらわす」と雖も」と読んじ、税帳に於いて、手直にその数量を明示し来た際に於いてもなお、税帳を返却するというのであろう。

・損益帳

之はその内容も形式も不明であるが、恐らくは

各税帳毎に(即ち各會計前年度の税帳との收支の比較対照表を作製して察にこめて置く)もので、返帳された図が、更に再提出する際の勘査に備うるものである。而して本條には返帳した場合にのみこの損益帳を作製する事になつてゐるが、弘仁式によると、返抄を発給する場合にも、損益帳を二通作製して、一通を官に、一通を民部省に提出した上で、返抄を民部省に送る事になつてゐる。この実は本條に於いては省かれてゐるが、その理由は承和年間に、損益を官に申す手続きに変更があつたからである。即ち、承和十四年七月九日の符によつて弘仁式当時の事務手続きを推察すると、返抄を与える場合も返帳する場合も一々損益帳を作り、その上で返抄を発給してゐたが、之は従前に税帳使の滞在を長びかせるのみである。返抄を与える際には税帳は察に残るのであるから、先に返抄を与へておいて、あとで收支の対照を計算することは可能である。従つて返抄を与へる際に損益帳を作る手続きを廃止し、返帳した図のみにつ

会済みの税帳とによつて全国の損益の總計を出し、之を明年の正月までに省を経て官に報告することに變更したのが承和十四年の事である。民部式上に

凡大帳調庸正税損益者勘抄惣目、大帳税帳明

年正月、調帳七月並申省、省印押署申官

と見えているが、之は承和十四年の符と全く同文で、この時成文化されて貞觀民部式に入ったものと考えられる。

。返却帳

本條には返却帳の語は見えていないが、主税式の後條には見えている。これは本條に所謂「返由を録して省に申すもの」を指すのであつて、返抄に対するものである。即方勘会の結果、税帳を返却することになつた場合、その理由を明記して民部省に解し、省は更に官に解し、官より税帳使に下附されるものである。而してその作製手続きに於いて次に簡易化され、貞觀三年以後は主税寮の解（返由を録せしもの）に民部省が押署し、更

に官では之に官符を添えて税帳使は下附される事になつて行つたのは、返抄の場合と同断である。承和十年三月十五日の符に「寮具録勘出色目割官符毎年下知於國」と見えるのは、この返却帳の謂である。返却帳の実例は遙か後世のものにはあるが、幸ひに九條家本延氏式の藁文書に見出す事が出来て、その体裁を伺う事が出来る。

。正税返却帳の実例

九條家本延氏式ヲ九、才十の藁文書には都合六通（材料に四通）の出雲国正税返却帳の断簡がある。今この六通の断簡を仮りに才九藁文書の方を(A)(B)才十藁文書の文を(C)(D)(E)(F)とするに、(A)は延久三年のもので始めの方は欠けているが尾部には切断部がなく、(B)は承保元年のもので首部が完全に残つてゐるが終りの方が欠けている。(C)と(E)とは欠行なく連続するもので延久四年のものであるが、始めの方に切断部があり尾部も署名の一行を欠いている。(D)は延久二年の分を略完全な形を備えてゐるが、僅かに尾部の署名数行を欠いている。

(F) は全くの小断片で何年の分が不明である。而してこれらは、何れも出雲国の正税返却帳で承暦二年十二月三十日の日附けを持ち、首部と尾部の某年正税返却の年度を異にする夫々内容は完全に同文である。従つて、承暦二年に何年分かの正税返却帳を一度に作製したものと考えられる。そこで略々完全な延又二年の返却帳(D)の末尾文俵部分數行之、延又三年の分(A)の末尾で補之は、原形を復する事が出来る。(平中遺文一六一号文書も恐らくこれかと思はれる。)

主税寮解 申正税返却帳事

出雲国延又貳年正税帳巻

従去延長元年至延又貳年并伯耆箇年御別返

正六位上行(税帳使の氏名が空欄のみなり)

右従今年 月 日 至十二月 日 終訂上日定参分之數

合応傳納穀類

穀

不動

動用

穎

補

長保五年勘出へ(中略、以下勘出の内容を年度別
い年度に遡つて延長
元年に及んでゐる。)

以前附件人所進延又貳年正税帳依例勘畢但伝塚納穀類為徴物勘出即附 返却以解

承暦貳年拾月参拾日

(以下署名、略)

(註) 計上日足参分之數」というのは、大同五年

(弘仁元年)三月二八日の官符によつて、貢

調税帳大帳等の使は公文を勘するの向故なく

して上りざる場合、その上日を計つて三分の

二に満たないと、公廩を奪われ兼ねて考に預

らない事となり、更に青衛二年九月廿三日の

符によると兼ねて解却される事になつた事が

知られる。税帳使の上日定數に足るといふ意

味である。

。最後に、弘仁式の規定中除かれた部分について一言する。弘仁式に於いては「当年勘出差數に

満たざる「場合と並んで、除年中出挙雑用之外、所残親不施之類」があつた場合、たゞ勤出数量を明示する丈で返帳しないことを規定し、延虎式では之が省かれている。その理由を不すものは寛平三年八月三日の官符で、それによると、年中出挙雑用の外は皆、随とすべきである。所がこれを守らない国が多い。しかるに式(弘仁式)によると勤出はされるが返帳はされなくても可。そこでいくら勤出しても国司は改換しないから、今後、税帳返却の処置を取ることにする。といふのである。この寛平三年の符が延虎格にのせられたりで、右の弘仁式の如き、税帳返却の除外例は本條から省かれたのである。

註

(1)拙文「貞観式の体裁」(史学雑誌六〇—二、昭和二六年)及び「延虎式の推行について」(芸林三一、二、昭和二七年)参照。

(2)これらの起源については、必ずしも全てが明らかでないが、例えは池溝料即ち修理池溝料

の設置は天長二年十二月廿一日のことである(貞観交替式、天長三、七、一五符)。

(3)主税式の勤租帳条に「凡勤租帳者(中略)若有不堪佃者、除十分之一。如過此限者各申官聽裁(下略)」と見えてゐるが、租帳の勤查上向題となる不堪佃田は応輸租田と応輸地子田とあり(これは主税式下の租帳の)、且つ、輪地子田の不堪佃の規定は別にあるので、此処にいう十分の一とは、国内管田の中の応輸租田の十分の一の意と解すべきであると思う。

(4)天平十七年に決定された諸国公廩積の出挙額は、大國四十万束、上國三十万束、中國二十万束、下國十万束であり、天長二年に設定された修理池溝料の出挙額は、大國四万束、上國三万束、中國二万束、下國一万束であつて、何れも四・三・二、一の比率となつてゐる。また放息料は恐らく弘仁・天長のに設定されたものらしいが、その設定当時の国の等級別の出挙額の差数は、大國十二万束、上國八万束、中國六万束、下國三万束であつたと思われ、これも四・

三・二・一に近(上國が九万束であれば完